

令和5年度

第3回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和5年6月20日（火）午後3時00分～午後4時30分
2. 開催場所 加東市役所3階301・302会議室
3. 出席職員 事務局次長 藤本 弘子 主事 西角 洋人
主事 川邊 錬
4. 出席委員 1)井上 弘 2)柴崎 彰孝 3)國井 久明 4)大橋 徹
6)長谷川 均 7)内藤 秀幸 8)南 和夫 9)太田 隆之
10)森本 善明 12)岩崎 一彦 13)臼井 正 14)中山 喜作
15)岸本 光
(1)村上 洋一 (2)田中 重信 (3)吉田 義信
5. 議事録署名委員 1)井上 弘 15)岸本 光
6. 現地確認 2)柴崎 彰孝 4)大橋 徹
(1)村上 洋一 (2)田中 重信 (3)吉田 義信
7. 会議に附したる議案等
 - 1) 開会
 - 2) 会長挨拶
 - 3) 議事録署名委員の指名
 - 4) 議事

第13号議案	農地法第3条の規定による許可について	9件
第14号議案	農地法第4条の規定による許可について	1件
第15号議案	農地法第5条の規定による許可について	7件
第16号議案	非農地証明願いの承認について	2件
第17号議案	農地の現況転換等の確認について	2件
第18号議案	農用地利用集積計画の決定について	16件
 - 5) 報告
報告第5号 農地の貸借の合意解約通知について 3件
 - 6) その他
 - 7) 閉会

次 長	<p>ただいまから、令和5年度第3回加東市農業委員会総会6月定例会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員は15名の内、13名で過半数に達しており、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことを報告いたします。なお、5番谷口委員、11番山本委員におかれましては、事前に欠席の連絡がありましたのでご報告いたします。</p> <p>本日出席の農地利用最適化推進委員は、村上委員、田中委員、吉田委員でございます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p style="text-align: right;">～会長挨拶～</p>
議 長	<p>それではただいまから、令和5年度第3回総会6月定例会を開催いたします。</p> <p>本日の現地調査をしていただきました、柴崎委員さん、大橋委員さん、村上推進委員さん、田中推進委員さん、吉田推進委員さんありがとうございました。のちほど報告をよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の議事録署名委員に1番の井上委員さんと15番の岸本委員さんを指名しますので、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>第13号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
議 長	<p style="text-align: right;">～第13号議案を朗読～</p>
事務局	<p>続いて、内容説明をお願いします。</p> <p>番号1は資料P1に申請地、譲受人耕作地位置図を付けております。譲渡人は、高齢になり農業後継者もないため困っていたところ、譲受人が購入することになり申請されました。譲受人は、必要な農業機械を所有しております、農地を適正に管理されています。</p>
	<p>番号2は資料P2に申請地・譲受人耕作地位置図を、番号3はP3に申請地・譲受人耕作地位置図を付けております。</p> <p>番号2と3は関連がありますので一括してご説明します。</p> <p>譲渡人は農地を相続されましたが遠方で管理できないため、地元農家に利用権を設定して耕作してもらっていましたが、この際、それぞれの農地の耕作者に贈与することになり申請されました。譲受人はそれぞれ必要な農業機械を所有されており、農地を適正に管理されています。なお、利用権については一旦、解約されています。</p>

番号 4 は資料 P4 に申請地位置図、譲受人耕作地位置図を付けております。

譲受人は、申請地が自宅の横にあって耕作に便利なため購入を申し入れたところ、話がまとまつたので申請されました。譲受人については、以前、***の農地で無断転用に関わっておられたため、指導してきた経緯があります。そのため、今後は農地法を遵守するという誓約書を添付しておられます。無断転用の農地は、もともと亡父が無断転用しており、現在は譲受人の妹が相続されています。しかし妹は遠方にいることから、譲受人が実質的に管理しており、中古車の業者に貸して賃貸収入を得ておられました。以前からパトロールの都度、指導してきましたが、今回の申請にあたって、賃貸契約を解約して車を撤去し、今後、所有者（妹）が適法に手続をするまで自分は一切関わりませんので、3条申請を許可してほしいと言われています。

番号 5 は資料 P5 に申請地位置図を付けております。

譲受人は、空家バンクで見つけた住宅に農地が付属していたので、住宅とともに購入するため申請されました。申請地は購入する住宅に隣接しており、家庭菜園として利用することです。

番号 6, 番号 7 は資料 P7 に申請地位置図を付けております。

番号 6 と 7 は関連がありますので一括してご説明します。

6 の譲渡人は農地を相続されましたが農業経験がなく管理できないため譲渡先を探していたところ、譲受人と話がまとまつたので申請されました。その際、隣の畠も一緒に引き取ってほしいという話になり併せて申請されました。譲受人は隣接する宅地と建物も取得されており、父に手伝ってもらって畠として耕作される計画です。必要な農機具類は父に借りるそうです。なお、番号 7 の畠については、現在雑草が繁茂していますが、伐採して耕作するという確約書を提出されています。

番号 8, 番号 9 は資料 P8 に申請地位置図を付けております。

番号 8 と 9 は関連していますので一括してご説明します。

番号 8 は、認定農業者の***が、申請地に使用貸借権を設定してキクラゲを栽培したいという申請で、番号 9 は、その農地の上部に***が太陽光発電を設置したいので、空中部分に区分地上権を設定したいという申請です。営農型発電設備の設置自体は、5 条の一時転用許可になりますので、のちほど第 15 号議案の 7 番で審議していただきます。

申請地は、今年 2 月に、***が 3 条の許可を得て使用貸借権を設定した農地で、当初は***が営農型発電の下でキクラゲ栽培をする計画でしたが、***が認定農業者になれなかつたので、キクラゲの出荷先である***が直接、営農したいと申請されました。そのため、***の使用貸借は解約されました。

については、資料 P22 をご覧ください。本店は、で、

	<p>＊＊＊に支店があります。＊＊＊と＊＊＊、＊＊＊でキクラゲ栽培をしており、県をまたぐため農水省認定の認定農業者になっています。キクラゲはサプリメントの原料として需要があるそうです。</p> <p>なお、番号9の区分地上権については、営農型発電設備の設置について、農地法第5条の一時転用が許可された場合、という条件付きの許可になります。</p>
議長	以上で、第13号議案の説明とさせていただきます。
委員	内容の説明が終わりました。ただいまから、審議を行いますが、何か意見はありませんか。
事務局	8番の土地ですが、農振農用地ですか。
委員	そうですね。どうしてここを選ばれたのかは詳しく聞いていないです。今回の使用貸借の所有者自体は変わらないのですが、＊＊＊さんという方がご病気で長年、放棄地になっていたということで、この＊＊＊というところが＊＊＊を起点に営農型を拡大しようとして農地を探しておられたようですが、そこで＊＊＊さんとお話を進み今回申請が出てきています。
議長	また、農地法第5条の議案で質問させていただきます。
各委員	他には、ございませんか。
議長	～意見なし～
各委員	意見がないようですので、採決いたします。
議長	第13号議案「農地法第3条の規定による許可について」は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議長	はい、全員挙手にて、第13号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	続きまして、第14号議案「農地法第4条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
議長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員からの報告をお願いします。

現地調査委員	<p>農地法第4条の現地調査の結果を報告します。 第14号議案 番号1の***は、***の***にあり、現場は宅地でありました。</p> <p>以上報告終わります。</p>
議長	続いて内容の説明をお願いします。
事務局	<p>番号1は資料P9に申請地位置図、及びP10に現況写真を付けております。</p> <p>申請地は、自宅裏の畠で、平成25年に離れを増築した際に、敷地の一部として使ってしまったということで、始末書を添付して申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は決済済みです。</p> <p>この転用許可につきましては、農地法第4条第6項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。</p>
	以上で、第14号議案の説明とさせていただきます。
議長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第14号議案「農地法第4条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	～全員挙手～
議長	はい、全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
	続きまして、第15号議案「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第15号議案を朗読～
議長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員からの報告をお願いします。

現地調査委員

農地法第5条の現地調査の結果を報告します。

第15号議案 番号1の***は、***にあり、現場は田でありました。

続きまして、番号2の***は、***にあり、現場は田でありました。

続きまして、番号3の***は、***にあり、現場は田でありました。

続きまして、番号4の***は、***にあり、現場は住宅の工事中ありました。

続きまして、番号5の***は、***にあり、現場は田でありました。

続きまして、番号6の***は、***にあり、現場は田でありました。

続きまして、番号7の***は、***にあり、現場は田でありました。

また、***は、***にあり、現場は田でありました。

以上、報告終わります。

議長

続いて、内容説明をお願いします。

事務局

番号1は資料P11に申請地位置図及びP12に計画平面図を付けております。

譲受人は不動産賃貸業を営む法人で、共同住宅を建てるという申請です。申請地は、***の第3種農地で、農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。

番号2は資料P11に申請地位置図及びP13に計画平面図を付けております。

譲受人は子供が大きくなつて現住居が手狭になつたので、戸建て住宅建築を検討し、交通の便が良く学校も近い***を選ばれました。申請地は区画整理事業地内の第3種農地で、農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。

番号3は資料P11に申請地位置図及びP14に計画平面図を付けております。

譲受人は家族が増えて賃貸住宅が狭くなつたので、勤務先がある加東市内で住宅用地を検討し、学校に近い***を選ばれました。申請

地は区画整理事業地内の第3種農地で、農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。

番号4は資料P11に申請地位置図及びP15に計画平面図を付けております。

譲受人は不動産賃貸業を営む法人で、***に建売住宅2棟を建てたいという申請です。申請地は区画整理事業地内の第3種農地で、農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。

番号5は資料P16に申請地地図及びP17に計画平面図を付けております。

譲受人は、飲食店を経営しており、来客用駐車場が不足しているため、店舗に近く便利な申請地を露天駐車場にしたいという申請です。申請地は市役所に近い第3種農地で、農業振興地域の農用地外で東播用水は決済済みです。

番号6は資料P18に申請地位置図及びP19に計画平面図を付けております。

譲受人は個人で建築業を営んでおり、現在の事務所や資材置き場が借地のため事業用地を探していたところ、譲渡人と条件が合ったので申請されました。隣の空家も一緒に購入するそうです。申請地は集落内に介在する第2種農地で、農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。

番号7は資料P8に位置図、P20に***の配置図及びP21に***の配置図を付けております。

こちらが、第13号議案の8番、9番でご説明した、営農型発電設備を設置するための一時転用の申請です。農地の一部に営農型太陽光発電の支柱を建てるについて、先ほど3条許可を得て耕作権を持つ***から、***が、支柱が刺さる部分の土地を借りるという申請です。転用面積は、直径76ミリの支柱が***に72本、***に68本、その他、引込柱や給水タンクなどの必要面積を合計して***が 0.99 m^2 、***が 0.88 m^2 です。下部の農地では、耕作者である***がキクラゲを栽培されます。資料P26から営農計画書を載せています。資料P38から***での栽培状況を写真付きで載せています。路地栽培なので、水稻と同じく6~10月の気温が25度以上ある時期に栽培できるそうです。一時転用の期間は、耕作者の***が認定農業者ですので10年間で申請されています。

なお、申請地は農業振興地域内の農用地ですが、営農の継続を前提とした営農型発電設備の一時転用であるためやむを得ない旨の意見書が加東市から出ています。東播土地改良区は決済済みです。

以上、7件の転用申請につきましては、農地法第5条第2項各号に

	規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。
議長	以上で、第15号議案の説明とさせていただきます。
委員	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
事務局	7番の件ですが、営農の条件、許可条件は通常栽培の8割が収量と書いてあったのですが、それについては変わりませんか。
委員	<p>変わらないです。ただ、8割なければすぐに許可を取り消すということではなくて、できなかつた状況など、例えば、作りかけて収穫ができるまで少し期間が必要なものであったり、一年目は実にならないようなものであったりとか、台風などの天候によって被害が出たため、今年は収穫が悪かったなどのきちんとした理由があれば、収量がなかったからと言ってすぐに許可取り消しはないというように聞いております。</p> <p>今回、非常に疑問に思うのは、本当にキクラゲを栽培する気があるのかどうかです。</p> <p>というのは、ネットで調べますと、ハウス栽培でないのはこの本社の方針かもしれません、数年すれば10aで売り上げ2,700万円ほどあります。非常に儲かるにも関わらず、太陽光をわざわざ付け、一面しか利用しないような計画が上がってきています。農振農用地であることも関係あると思います。</p> <p>それに、***で認められてはいますが、この写真を見ても太陽光パネルの真下のここで記載されている作業ができるとは思えません。</p> <p>P24で改善計画の認定申請を出しているのですが、ここでも現状問題ないと言われています。栽培をしたいと言っているのにも関わらず、わざわざソーラーシェアリングをする理由が分かりません。</p> <p>だから、本当にキクラゲを栽培する気はないと思われます。普通であれば、キクラゲだけする方が2,700万円の売り上げから言うと儲かります。</p> <p>農振農用地で太陽パネルを設置したいがために、同じように営農をやっていると見せるためのことではないのかなと思います。</p>
事務局	これは許可できないということですか。
委員	ソーラーシェアリングの下しか使えないため、通常の栽培ではないと思います。農政課で農振除外してもらうことが良いかと。
事務局	農振は太陽光発電で除外はしないという方針なので、太陽光発電を

	するから除外をしますという申請を出されても受付をしてもらえないと思います。それは、加東市の農政課がそうなのか兵庫県全体がそうなのかまでは分からないですけど。
委 員	圃場整備もしてないのでは。
事務局	昭和62年に換地処分してあるので、圃場整備はしています。
議 長	他にはございませんか。
事務局	太陽光発電の下で栽培する気が本当にあるのかをしっかりと確認します。
委 員	この生産量で通常の栽培が認められるのかどうかを確認してください。
事務局	もう少し具体的なものを書いていただきて、再度提出いただぐか検討します。
委 員	それに、なぜ儲かるにも関わらず、もっと広くキクラゲを設置しないのかを質問してください。
事務局	今日頂いたご意見を申請者にこちらから質問して、説明資料なり何か説明していただくなりさせていただきます。
議 長	第15号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、番号1から6までを、原案のとおり許可相当という意見を付けて県知事に送付し、番号7を審議保留とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第15号議案については、番号1から6までを許可相当という意見を付けて県知事に送付します。 なお、番号7は審議保留とします。
議 長	続きまして、第16号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第16号議案を朗読～
議 長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地

	調査委員からの報告をお願いします。
現地調査委員	<p>非農地の現地調査の結果を報告します。</p> <p>第16号議案 番号1の***は、***にあり、現場は雑種地でありました。</p> <p>続きまして、番号2の***は、***にあり、現場は宅地でありました。</p> <p>以上、報告終わります。</p>
議長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	<p>番号1は資料P48に位置図及びP49に現況写真を付けております。申請地は、昭和62年頃に申請者の父がカーポートを設置しており、相続した申請人が土地を処分するにあたって、登記地目が田であることが判り、登記と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は決済済みです。</p> <p>番号2は資料P5に位置図及びP6に現況写真を付けております。申請地は、昭和40年以前から住宅の敷地と一体利用されており、今回相続された申請者が土地を売却するにあたり、登記地目と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、土地改良区は決済済みです。</p>
	以上2件の申請地については、農地法第2条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。
	以上で、第16号議案の説明とさせていただきます
議長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第16号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	～全員挙手～
議長	はい、全員挙手にて、第16号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。

	続きまして、第17号議案「農地の現況転換等の確認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第17号議案を朗読～
議長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員からの報告をお願いします。
現地調査委員	<p>農地の現況転換の現地調査結果を報告します。</p> <p>第17号議案 番号1の＊＊＊は、＊＊＊にあり、現場は田でありました。</p> <p>続きまして、番号2の＊＊＊は＊＊＊にあり、現場は田への進入路でありました。</p> <p>以上、報告終わります。</p>
議長	それでは、内容説明をお願いします。
事務局	<p>番号1は資料P50に位置図及びP51に計画図を付けております。</p> <p>申請地は湿田で、機械が沈み込んで耕運できないため、全体を2m嵩上げして周囲にU字溝を設置し、その後は柿、栗の果樹畠として利用したいと届出されました。申請地は農業振興地域内の農用地で、畠に転換するため土地改良区は手続済みです。</p> <p>番号2は資料P52に位置図及びP53に現況写真を付けております。</p> <p>申請地は昭和55年に道路が拡幅された際、道路との段差が大きくなつたので、申請者の父がトラクターが出入りできるように進入路を設置したいということで、すでに設置済みのため始末書を添付して届出されています。崩れないよう舗装もされているため、その部分については土地改良区で決済されています。</p> <p>これらの届出については、「加東市農地の現況転換等の適正化に関する要綱」に基づき提出されており、受理の要件を満たすものと考えます。</p> <p>以上で、第17号議案の説明とさせていただきます。</p>
議長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。
委員	数十年前は田であったような気がしていて、湿田ではなかった記憶があるのですが。

事務局	ここは約 2 年前に＊＊＊さんが購入された土地です。もともと＊＊＊が相続して所有されていたので、草刈りなどに来れないということでお＊＊＊に頼んだりされていたのですが、トラクターが入ったら出でこられないで、困って農業委員会へ相談に来られたこともありました。そこで、困って地元の方に声掛けされた結果、＊＊＊さんが購入されました。
議長	他に、ございませんか。
	意見がないようですので、採決いたします。 第 17 号議案「農地の現況転換等の確認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議長	はい、ありがとうございました。全員挙手にて、第 17 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。
	続きまして、第 18 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第18号議案を朗読～
議長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	P7 の 1 番は、賃貸借権の新規設定です。 2 番から、P8 の 8 番までは、賃貸借権の更新です。 続く 9 番から 11 番は、使用貸借権の新規設定です。 P9 の 12 番から P10 の 16 番までが、使用貸借権の更新です。 全体が、P6 の集計表です。賃貸借権の設定が 8 件、15 筆、18,415 m ² 、使用貸借権の設定が 8 件、34 筆、40,626 m ² で、合計 16 件、49 筆、59,041 m ² に利用権が設定され、6 月 30 日に公告される予定です。
	以上で、第 18 号議案の説明とさせていただきます。
議長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議長	意見がないようですので、採決いたします。 第 18 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案の

	とおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議長	<p>はい、全員挙手にて、第18号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告第5号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より朗読をお願いします。</p>
事務局	～報告第5号を朗読～
議長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	<p>1番と2番は、双方合意により無条件で利用権の使用貸借を解約し、解約後は第13号議案2番、3番で許可いただいたとおり借人へ贈与されます。</p> <p>3番は、双方合意により無条件で3条使用貸借権を解約し、解約後は第13号議案8番で許可いただいたとおり、認定農業者へ貸付されます。</p>
	以上、報告第5号の説明といたします。
議長	内容の説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
	以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願いします。
事務局	<p>事務局から何点かご連絡をさせていただきます。</p> <p>机上に農地パトロールの書類をお配りさせていただいております。先月お知らせしましたように、来週から再来週にかけて市内今年度1回目のパトロールを実施する予定とさせて頂いております。</p> <p>日程は、6月26日が滝野地域、27日が社地域、28日が社山国地域と福田地域、29日が米田地域、次の週の7月になるのですが、7月3日が福田地域、4日の火曜日が東条東で5日が東条西という形で、すべて午前9時から、各集合場所に集合していただいて、車で回らせていただく予定です。一覧表を各地区持参していただき、転用申請されてその後完了していないところの進捗状況であったり、山林化して困っているというご連絡を所有者や地区から頂いたところなどを回らせていただきます。あと、市街地の中では納税猶予を</p>

受けられるところについてきちんと耕作されているかを見回させていただきます。また、なにか相談を受けられたような場所がありましたら、当日回させていただきますのでよろしくお願いいいたします。

一応、雨天決行です。基本は車で回させていただきますが、ちょっと寄りつけないところがある場合はもしかしたら降りていただくかもしれないのですが、台風等で警報が出ない限りは雨天決行の予定をしておりますのでよろしくお願いいいたします。

それから、大変遅くなつたのですが令和4年度のパトロールの指導結果を一覧表にまとめたものをお配りさせていただいております。

去年の回らせていただいた結果、いわゆる遊休農地という部分で一年以上作付けされていなくて、今後も作付けをされる見込みがない所有者の農地が、113筆 109,817m²ということで令和3年度が89,000m²だったため少し増えてしました。

この下に令和3年度から4年度の変化ということで減った分が34,000ほどで、増えた分が54,000ほどということで改善した部分もありましたが、発生した部分もあったということで少しだけ増えてきております。やはり担い手が少ない、また亡くなられて相続した方が耕作できないといった相談も増えているので、そのようなことが影響かなと思います。

それから、チラシです。農機具フェアというものを県の農機具協会で今年は播磨中央公園でされるということで農政課からチラシを頂いたので加えさせていただいております。また、興味がありましたら、見に行っていただいたらと思います。

それから、毎月ですけれど活動記録カードの方よろしくお願いいいたします。

事務局からは、以上です。

議長 説明が終わりました。何かご質問等はありませんか。

各委員 ~質問なし~

議長 本日はありがとうございました。
これをもちまして、令和5年度第3回総会6月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議長 國井 久明

議事録署名委員 井上 弘

議事録署名委員 岸本 光